

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

- ・病院の理念に基づき、適切な院内感染防止対策を病院全体で取り組み、患者さんや医療従事者の感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行なうことにより、医療の質の向上を図る。

2. 院内感染防止対策における組織に関する事項

- ・感染対策に関する院内全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、「感染対策委員会」を設置する。委員会は月 1 回以上、また必要時に随時開催する。
- ・「感染対策チーム(ICT)」を設置し、週 1 回の院内ラウンドやカンファレンスを行い、現場における感染問題に迅速に対応する。

3. 院内感染防止対策における職員研修に関する事項

- ・職員の院内感染防止対策に関する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした感染対策に関する研修会を年 2 回以上開催する。加えて、部門別や職種別の研修を適宜開催する。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

- ・薬剤耐性菌や院内感染上問題となる細菌の検出状況を週報として職員に知らせ注意喚起する。
- ・ICT が感染症発生状況を把握し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。
- ・全国のサーベイランス事業へ参加し、感染症の発生状況を知り、現在の感染対策を改善する。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

- ・院内感染が疑われる事例が発生した場合には、発生部署が ICT に報告する。
- ・ICT は速やかに現状の確認、疫学調査を行い感染源や感染経路を特定して感染拡大を防止する。
- ・必要に応じて感染対策委員会を招集し、各種の報告や連絡を行う。
- ・法令上、保健所への報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、基準に沿い速やかに保健所へ報告し対応する。また、必要時、協力関係にある地域の他医療機関と連携し対応する。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

- ・感染症流行時には、ホームページの更新やポスター掲示等を行い、院内外に情報提供を行う。
- ・感染防止対策の意義、手指衛生、マスク着用、面会禁止などの感染防止対策について実施する際には、ホームページや外来・病棟ホールに掲載して、広く一般に公開する。

7. その他の院内感染防止対策に関する事項

- ・感染対策マニュアルを院内ネット上からいつでも閲覧できるように整備し、感染対策のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行う。
- ・感染対策マニュアルは最新のエビデンスに基づいて改訂し、職員への周知と遵守を図る。

8. 抗菌薬適正使用のための方策

- ・薬剤耐性菌を発現させることなく感染症治療を適切に行うため「抗菌薬適性使用支援チーム(AST)」を設置。
- ・AST は院内における感染症治療を評価し、情報提供やルールの整備、採用薬の見直しなどを行う。
- ・年に 2 回以上の研修会を実施し、抗菌薬の適性使用に関する教育を行う。

9. 他の医療機関等との連携に関する事項

- ・地域の医療機関、管轄保健所、医師会と連携し、年 4 回の合同カンファレンスや新興感染症等を想定した訓練を実施することで、感染対策の情報共有、相互支援を行う。
- ・当院は新興感染症の発生時に第一種及び第二種協定指定医療機関に指定されているため、県の要請を受けて感染症患者の受け入れ体制を整備する。